（識別行為の禁止）

第三十一条　匿名加工受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第三十六条第一項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十四条の十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十四条の十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第三十二条　匿名加工受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（適用除外）

第三十三条　法第七十六条第一項各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、本ガイドラインの規定は、適用しない。

第三章　視聴履歴の取扱い

（視聴履歴の取扱い上の注意）

第三十四条　受信者情報取扱事業者は、視聴履歴を取り扱うに当たっては、要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させることのないよう注意しなければならない。

（視聴履歴取得等に係る同意）

第三十五条　受信者情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、次の各号に掲げる目的のために必要な範囲を超えて、視聴履歴を取り扱ってはならない。

一　放送の受信、放送番組の視聴又は放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金又は代金の支払を求める目的

二　統計の作成の目的

三　匿名加工情報の作成の目的

2　受信者情報取扱事業者は、放送受信者等が前項の規定による同意の求めに対して、同意しなかったことを理由として、放送受信者等による放送の受信を拒み、又は妨げてはならない。

3　受信者情報取扱事業者は、第一項の規定による同意を得た場合であっても、視聴履歴について、本人の求めに応じてその取得を停止することとし、次に掲げる事項について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

一　本人の求めに応じて当該本人の視聴履歴の取得を停止すること。

二　本人の求めを受け付ける方法

第四章　域外適用

（域外適用）

第三十六条　次の各号に掲げる事項については、国内にある放送受信者等に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した受信者情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても、適用する。

一　法第四十一条、第四十二条第一項及び第四十三条に規定する事項

二　第四条から第六条まで、第八条（第二項を除く。）、第九条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十九条まで及び第三十三条に規定する事項

第五章　雑則

（ガイドラインの見直し）

第三十七条　本ガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

○文化庁告示第三十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十五条第一項に基づき、無名又は変名で公表された著作物について次のとおり実名登録を行ったので、同法第七十八条第三項に基づき告示する。

平成二十九年四月二十七日

文化庁長官　宮田　亮平

著作者の実名登録

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
登録年月日			
第三七、六二七号の二 平成二十八年九月五日	フラッシュソング	平成二十年四月二十九日	楽曲

右登録の原因

この著作物は、平成二十年四月二十九日に音術屋の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

大森晃浩　愛知県名古屋市天白区元八事二丁目九四番地（藤田様方）

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
登録年月日			
第三七、六二八号の二 平成二十八年九月五日	マジックソング	平成二十年四月二十九日	楽曲

右登録の原因

この著作物は、平成二十年四月二十九日に音術屋の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

大森晃浩　愛知県名古屋市天白区元八事二丁目九四番地（藤田様方）

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
登録年月日			
第三七、六二九号の二 平成二十八年九月五日	フシギソング	平成二十三年四月二十九日	楽曲

右登録の原因

この著作物は、平成二十三年四月二十九日に音術屋の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

大森晃浩　愛知県名古屋市天白区元八事二丁目九四番地（藤田様方）

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
登録年月日			
第三七、六三七号の一 平成二十八年九月八日	ＮＡＳＡ　１２Ａｍ　Ｓｏ９　健康 大学院の原初の響き	平成二十八年七月十五日	言語の著作物

右登録の原因

この著作物は、平成二十八年七月十五日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

笠野史　大阪府吹田市豊津町一番一一―三〇二号

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
登録年月日			
第三七、六四五号の二 平成二十八年九月二十八日	お絵描きソング	平成二十三年四月二十九日	楽曲

右登録の原因

この著作物は、平成二十三年四月二十九日に音術屋の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

大森晃浩　愛知県名古屋市天白区元八事二丁目九四番地（藤田様方）

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
登録年月日			
第三七、六四六号の二 平成二十八年九月二十八日	ポンポンソング	平成二十七年十一月二十九日	楽曲

右登録の原因

この著作物は、平成二十七年十一月二十九日に音術屋の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

大森晃浩　愛知県名古屋市天白区元八事二丁目九四番地（藤田様方）